

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務一九七）
- 租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のオマーン国による批准に関する件（外務四三三）
- 保安林の指定をする件（農林水産二一〇二〇一九）
- 保安林の指定実施要件を変更する件（同二一〇二〇一九）
- 肥料を登録した件（同二一〇一七）
- 建築基準法第六十八条の十七の規定に基づく認証型式部材等製造者の認証廃止について（国土交通一三二六）
- 高速自動車国道に関する件（同二二七）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（同二二八、一三二九）
- 都市計画に関する件（中部地方整備局一一三）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一五一）
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一一五）
- 道路に関する件（九州地方整備局一〇三）

八

七

五

三二

一

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（九州運輸局）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一）

国家試験

令和二年度検察官特別考試合格者（検察官・公証人特別任用等審査会）

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

告 示

○法務省告示第九十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に對し、連合王国において弁護士に相當する資格を取得している者として外国法律事務弁護士となる資格を承認した。
令和二年十月二十九日

法務大臣 上川 陽子

氏 名 マイケル・ブロック

生年月日 千九百七十五年四月一日

○外務省告示第四百三十三号

オマーン国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブルで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を令和二年七月七日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よつて、同条約及び同議定書は、令和二年十一月一日にオマーン国について効力を生ずる。
（令和二年七月十日付け欧州評議会書簡）
令和二年十月二十九日

外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第二千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和二年十月二十九日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 栃木県鹿沼市上南摩町字宮内台二四四〇、二四四一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮内台二四四〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和二年十月二十九日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 京都府南丹市八木町山室上鎌山三から六まで、八、九

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和二年十月二十九日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字上山二、三、五から七まで、一〇、一一、小字末江一二、一三、一三の乙

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字上山二・三・一〇・一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、小字末江一二（次の図に示す部分に限る。）、一三の乙

三の乙